

近世武士道論の系譜

——山鹿素行『武教全書』を手がかりに——

中 嶋 英 介

はじめに

「武士道」や「侍」は、現代日本で時に親しみを持って紹介されることがあるが、いざ歴史的に検討しようとしたときに、研究者の前に立ちはだかるのが、「武士道」の取り上げ方、及びその定義である。そもそも「武士道」は教訓書だけでなく、随筆・日記等から見出せる、多様な意味合いを持つ倫理であった。思想家なり文学者なりが各々の立場で「武士」の教訓が解釈した結果、それだけ数多くの武士倫理がもたらされるため、イメージができるにしても、歴史的検討の壁は想像以上に高くなる。

一方思想史の領域にて武士道論を検討する際、取り扱う著作は実にシンプルであった。日本思想史研究上、近世武士道論は戦国的威風を残した「武士道」と、道德的指導者たる立場を示した「儒教的士道」の二潮流の存在が提示され、前者に山本常朝『葉隠』を、そして後者に山鹿素行『山

鹿語類』巻二（士道篇）を置く形で検討されてきた。¹しかし数多くの「武士道」が混在している現状をふまえると、武士道論は二元論で説明できるほど単純ではなく、より多角的な視点に立った検討が必要である。

かかる背景の中、近年は教訓書に縛られない視線のもとで、武士道論の検討が進められている。箕谷和比古氏は『可笑記』などの随筆に表れる武士道論を取り上げ、当時の文脈に即した武士教訓の理解につとめている。²また、井上泰至氏は井原西鶴の『武家義理物語』が実質的な戦のなかつた一七世紀半ば当時、実行不可能な仇討ち・殉死をシニカルに描きつつ、古き良き「武道」の称揚をもたらししていた点を主張した。³様々な史料から武士教訓を取り出し、歴史的に検討する作業は、武士道論を明らかにする上で重視すべき課題ではあることは違いない。⁴一方で「儒教的」と規

定された山鹿素行（一六二二—一六八五）の士道論をより多角的に再考すべく、別の教訓書を取り上げ、その系譜を追う作業も有効な手段となり得るだろう。本稿では素行の兵学書『武教全書』を取り上げ、「武士道」の位置づけを検討したい。

山鹿素行による士道論検討は、かつて『山鹿語類』巻二一（士道篇）を軸に行われてきた。しかしそれは政治的主体性の備わる士大夫層に向けた教訓に過ぎず、口述書などを見渡すと、素行は士大夫層より下位の「武士」への教訓も用意しており、容易に「儒教的」と規定できるわけではない。例えば『武教全書』・『武教三等録』などの兵学書を見ると、そこには平時ならぬ戦場での士大夫・大将の他、兵卒への統制等、近世武士道論を検討する材料に事欠かず、この中から武士教訓で抽出することは可能である。特に『武教全書』は幾度となく山鹿流兵学の教科書として用いられ、晩年までも手放されることはなかった。それ自体は知られてはいたが、内容や位置づけについてはさして考察されず、近年は前田勉氏の研究を数えるにとどまる。⁽⁶⁾その背景には『武教全書』の位置づけが不明瞭であり、かつ『武教全書』の大部分が項目にとどまるため、教訓の内実がわかりにくい点にあるだろう。これらの課題を克服すべく、本稿では素行自著の『家譜年譜』などをふまえることで、素行によ

る講義の傾向と思想展開との関わり、さらには『武教全書』の位置づけをみる。

中でも取り上げたいのが素行による「武士道」解釈である。素行の武士教訓は、元来「儒教的」といわれる「士道」の側面を中心に検討されてきたが、いざ他の著作を見渡すと「武士道」が用いられている箇所も『武教全書』を含め存在する。ただし、素行は件の「武士道」に対し紙面を割いて解説せず、その内実が素行自身の著作のみで検討できるわけではない。素行の死後、『武教全書』は各地において数多くの注釈書が著されたが、これらの注釈書から「武士道」を検討する作業は、山鹿流兵学上で説かれた「武士道」の系譜をみる上で有意義だろう。現時点において『武教全書』の全容や数十種にものぼる注釈書を精査できるわけではないが、本稿では山鹿流兵学の教科書となった『武教全書』の位置づけとともに、素行による「武士道」を考察することで、「武士道」の用語がいかなる意味を持つものであったのか、その解釈の一系譜を提示する。

一、山鹿素行と『武教全書』講義

『武教全書』（明暦二一六五六）年序文、万治元（一六五八）年清書）は上下巻八冊本、全三九項目（『武教小学』を除く）を数え、自筆本は現存しない。素行が著した兵学書は

数多いが、特筆すべきは、はじめにも指摘した『武教全書』への視線である。素行は若年の頃より多くの弟子相手に講義を盛んに行つたが、中でも『武教全書』は素行のみならず、弟子筋にも重視されていた。我々はその講義記録を自筆本『家譜年譜』（『山鹿素行全集 思想篇』〔岩波書店 一九四一。以降『全集』と表記 一五卷所収〕・『配所残筆』（延宝三（一六七五）年）などから知ることができる。『家譜年譜』・『配所残筆』上の記録は回想を含むため（後述）、正確な講義が記されているわけではないだろうが、素行が強く意識した自・他著の傾向は明らかにできるだろう。

【表一】は素行（もしくは子の高基）による講義記録、【表二】は講義に用いられた著作の回数を示したものである。

講義回数をみると『武教全書』とともに、日用道德の実践を主張した『聖教要録』（寛文五（一六六五）年成立）が抜きんでており、次いで四書五経等の經典講義を積極的に行っていた点がわかる。年譜によれば『武教全書』は成立後、何度も用いられる一方、『聖教要録』は天和三（一六八三）年より表れ、その講義は晩年に集中する。

『武教全書』・『聖教要録』が拮抗しているようにも見えるが、前者は兵学書である一方、『聖教要録』は日用道德を实践する上での「聖学」を提示した書であって、両書の

傾向はかなり異なる。そのため素行は平時の聖学・戦時の兵学と講義によって用いる教科書を変えた可能性もあり、二書の間には棲み分けがなされていたのかもしれない。聖学の分析は他日に期すとして、『家譜年譜』における兵学書の講義録をみると、ある傾向に気づかされる。

素行が著した兵学関連の書は『武教全書』のほか『兵法神武雄備集』（寛永一九（一六四二）年成立）・『武教三等録』（明暦三（一六五七）年）・『武教余談』（延宝二（一六七四）年成立）等あげられるが、年譜の中にこれらの書が講義に用いられた形跡は見当たらない。このうち『武教三等録』は『武教全書』の一部抜き取りも見られ、『全集』の編纂者廣瀬豊は未定稿の可能性を示唆している。また、『武教余談』は兵器を中心とした解説書の体裁をとり、『武教全書』のように戦術一般を示したわけではない。しかし、素行が若年の頃に著した『兵法神武雄備集』は全五〇巻と、『武教全書』全八巻と比べかなり大部の兵学書であり、項目を見渡しても『武教全書』のそれと共通項が多い。にもかかわらず『兵法神武雄備集』は年譜内には全く見当たらない上に、他の兵学関連書を見渡しても『武教本論』（明暦二（一六五六）年）・『武教要録』（前同）が数回記録に残されているに過ぎない。年譜に「兵法を談ず」という記載も多数残されている以上、『兵法神武雄備集』等の書が用いら

【表1】山鹿素行（もしくは高基）の講釈・議論履歴（『家語年譜』【『全集』15巻所収】より作成）

年	月・日	書物名	事	柄	出典・備考等
寛永12 (1635)年	1月	三体絶句	三体絶句を講ず。		別名『三体詩集』。南宋の周昞編。
寛永13 (1636)年	無記載	大学	はじめて大学を講ず。		『配所残筆』
寛永17 (1640)年	無記載	論語	備中浅尾城主膳田広正の求めにより、論語を講義。		寛永15年に論語諺解、16年に孟子諺解が成立したので、これらの講義か。
正保2 (1645)年	11月	孟子	綱吉の付家老・黒田源右衛門（信濃守）の要請により、孟子を講義。		
正保3 (1646)年	無記載	左伝	幕府旗本、荒尾久成の求めにより、左伝の講義を行う。		
慶安元 (1648)年	無記載	老子	陸奥二本松城主丹羽光重の求めより、老子を講ず。		『配所残筆』
慶安3 (1650)年	4月	修身受用抄	当牌、老狂の学を好み、幕臣で書院番相の荒尾久成・幕臣損斐政綱に講読を行う。		『配所残筆』
慶安4 (1651)年	10・19	老子	友人の求めにより修身受用抄を述べる。		修身受用抄は同年成立。
慶安4 (1651)年	11・14	李衛公問对	丹羽光重の邸宅にて庄子斉物論を講ず。		
承応元 (1652)年	11・22	庄子	小幡景憲が来睡、問对について問う。		
寛文元 (1661)年	3・15	孫子	三河中島城主坂倉重矩邸宅にて庄子斉物論を講ず。		
寛文2 (1662)年	8・9	孫子	岩城氏宅で孫子を講義。		
寛文2 (1662)年	8・30	出師表	土浦藩主土屋数直邸宅にて、孫子虚実・軍形を講ず。		『年譜資料』にもあり
寛文3 (1663)年	6・10	三略	孔明の出師表を講ず。		『年譜資料』にもあり
寛文3 (1663)年	10・1	武教全書	旗本町野幸宣の邸宅で三略を講ず。		『年譜資料』にもあり。戸田忠昌は三河田原藩第3代藩主、武蔵岩槻藩主等を歴任。寺社奉行、京都所司代の後、老中。
寛文6 (1666)年	1・27	呉子	戸田忠昌の邸宅で武教全書を講ず。		『年譜資料』より。年譜には「廿七日、林彌三郎来る」とあり。
寛文6 (1666)年	3・23	孫子	旗本町野幸重（幸宣の子）来訪、孫子を講ず。		『年譜資料』より。年譜には「町野氏（左門、喜州の子）来る」
延宝6 (1678)年	5・6	中庸	町野幸宣の邸宅で中庸を講ず。		『年譜資料』にもあり
延宝7 (1679)年	8・21	武教全書	町野幸宣の邸宅で中庸を講ず。		『全書』は『武教全書』を指す。貴田元辰は摂津巨崎城主。
延宝7 (1679)年	8・21	原源発機	「貴田元辰自筆の全書の跋を書く」（マヅ）		津輕侯の前で原源発機を談ず。
					津輕侯は弘前藩主津輕信政。

年	月・日	書物名	事	柄	出典・備考等
延宝8 (1680)年	1・7	武教全書	萬介(山鹿高基)に兵法序段を講ず。萬介は初めて武教全書の講義を聞く。		
	4・29	三重伝	圭田宇右衛門に秘伝の三重伝を伝える。		圭田宇右衛門は、旗本本多忠昌の家臣。
	10・2	武教要録	河内山・三木が来訪し、『武教要録』上の敵情視察・兵力の計量について論じる。		
延宝9 (1681)年	10・17	武教全書	武藏岩槻藩主小笠原長重が来会、武教全書第二について問われる。		
	10・24	武教全書	萬介、武教全書の序段を講ず。		
	11・2	武教全書	小笠原長重来話、武教全書の行列営法を談ず。		
	1・9	武教全書	萬介、武教全書を講ず。		
天和2 (1682)年	8・24	武教全書	勘定頭曾根長賢来話。攻城篇について問われる。		
	1・11	武教全書	山鹿藤介(高基)、武教全書序段を読み始める。		
	2・16	武教全書	五代藩主平戸藩主松浦棟、武教全書を問う。		
	11・13	大学	大学第九章を講ず。		
	11・15	大学	大学の講義を終える。		
天和3 (1683)年	11・17	論語	論語を講ず。		
	11・22	大学	戸田忠昌の邸宅で大学の天下国家治平の義について談ず。		「年譜資料」にもあり
	12・2	論語	夜に八伯篇を講ず。		
	12・4	論語	夜に論語を講ず。		
天和4 (1684)年	2・27	武教全書	堀七郎左衛門が来訪。藤介・新八(磯谷十介の弟)を宛先に武教全書の誓紙を書く。		堀七郎左衛門については未詳。
	3・6	論語	論語蕪問篇を講ず。		「年譜資料」にもあり
	12・13	聖教要録	松浦家の家人、熊澤作右衛門宅で聖教要録を談ず。		熊澤作右衛門は、松浦重信の娘婿。
	12・22	武教全書	四代平戸藩主松浦重信、武教全書を問う。		
	12・22	聖教要録	夕刻、熊澤作右衛門らから来て、聖教要録を談ず。		
	12・25	聖教要録	熊澤邸で、聖教要録を談ず。松浦父子、浅野大学、藤介同伴。会の終わりに大村家臣の浅田帯刀も来訪。		浅野大学は長廣を指すか。
天和4 (1684)年	12・28	聖教要録	聖人の章を講ず。		
	1・5	聖教要録	松浦棟在席のもと、聖教要録を談ず。		
	1・7	聖教要録	大学宅にて聖教要録道統章の講義あり。		
天和4 (1684)年	1・9	聖教要録	聖教要録序を談ず。		
	1・10	聖教要録	松浦父子、来訪。聖教要録の聖字を談ず。		
	1・12	中庸	中庸を講ず。		
天和4 (1684)年	1・14	中庸	中庸第一章を講ず。		

年	月・日	書物名	事	柄	出典・備考等
	1・18	聖教要録	津輕太守、松浦棟、松浦昌をもてなす。素行と藤介、熊澤作右衛門、弟兵馬も同伴のもと、聖教要録を談す。		松浦昌は重信の次男。
	1・22	武教全書	松浦棟が来訪、武教全書を講ず。		
	1・27	聖教要録か	松浦邸にて聖教を談す。		
	2・2	尚書	尚書の序を講ず。		
	2・4	武教全書	小笠原長重邸で武教全書序を講ず。大学も同席。		
	2・7	詩経	夕刻、初めて詩経の序及び周南篇を講ず。		
	2・10	詩経	夕刻、周南篇の講義を終える。		
天和4 (1684)年	2・16	武教全書	午後、木村丹安宅にて武教全書を講ず。弘前藩士唐牛甚右衛門・貴田孫大夫・戸澤孫兵衛来芸。		「年譜資料」より。年譜には「木村李明宅に知る〈津輕大学家人〉。貴田孫大夫・戸澤孫兵衛は、弘前藩士の戸沢弥五兵衛か。いずれも松浦の家人。「年譜資料」にもあり
	2・17	聖教要録	熊澤作右衛門、右衛門八、水野宇兵衛、大河内彦七、熊谷雲八らが来訪、聖教を講ず。		
	2・22	聖教要録	津輕信政宅にて聖教要録の鬼神・五行・陰陽その他の章を講ず。		
	2・24	大学	旗本頼垣重氏、来話。大学の三綱領にまで及ぶ。		「年譜資料」にもあり
	2・24	書経	夜、書経秀典の講を終える。		
	4・2	兵法雄鑑	藤介、この日より6日間津輕平藏主宅にて兵法雄鑑（北条氏長著）を講ず。		
	4・18	春秋	朱森頼母、藤堂和泉守家人の眞川求馬来訪。隠公四年五年を講ず。		
	7・11	春秋	春秋を講ず。		
貞亨元 (1684)年	9・23	春秋	春秋傳二十三年を講ず。		
	9・25	春秋	夜春秋を講ず。		
	10・25	春秋	文公末年を講ず。		
	12・12	武教全書	浅野長直邸宅にて藤介、城塞の講義をする。武教全書の城塞篇か。		
	1・22	易経	周易の序（本義・伝）を講ず。藤介・素行の家僕芦田清介・津輕岩之介・備後浅野家の家人員之進在席。		「年譜資料」にもあり
貞亨2 (1685)年	2・2	易経	周易乾卦を講ず。		
	2・14	武教本論	菅沼定美来話。武教本論の兵談を行う。		定美は幕府の寄合衆。
	3・13	武教本論	菅沼定美来話（本論）（下マ）		

※「献上」等の賃借・譲渡については講義とみなさなかつた。また書名が確定できない記録は省略した。

【表2】素行の講義回数

書名	回	書名	回	書名	回
武教全書	16	詩經	2	三略	1
聖教要録	12	武教本論	2	呉子	1
論語	5	三体絶句	1	原源発機	1
大学	5	孟子	1	三重伝	1
春秋	5	左伝	1	武教要録	1
孫子	3	老子	1	尚書	1
莊子	3	修身受用抄	1	書經	1
中庸	3	李衛公問对	1	兵法雄鑑	1
易經	2	出師表	1		

つが、それ以降は日記の様相をなし、日々の記録が事細かに述べられている。素行がいつから年譜を書き始めたのか、その成立年代は確定できないが、寛永期における『家譜年譜』の記述には以下のような文言がある。

大学中庸諺解へ初名、款啓集成、丁酉の災に罹り、草稿も亦た亡ぶ、唯だ中庸の草、少しく存す^(註)

『家譜年譜』、寛永一四（一六三七）年、

れても不思議ではないが、年譜内で反映されない背景には、『家譜年譜』の成立時期と内容に大きく関わる。

素行の『家譜年譜』は山鹿家の先祖略伝と自身の履歴（元和八（一六二二）年八月の出生く貞享二（一六八五）年五月）が記されている。幼少・若年期を含めた延宝二（一六七四）年までは、楷書体で毎年、月毎の記述も目立

『全集』一五巻、一七頁

冬、論語諺解成る、丁酉の災に罹る、残篇五冊有り
 〔為政・里仁・子罕・先進・顔淵〕

冬、孟子諺解十四巻成る、丁酉の災に罹る、草稿猶存す
 （寛永一五年、同前、一八頁）
 （寛永一六年、同前）

これらの記述によれば、素行の自著『大学中庸諺解』『論語諺解』『孟子諺解』が、いずれも明暦三年の大火で罹災し、一部の草稿が執筆当時に残存していた事情が記されている（いずれも現存せず）。大火の罹災を伝える文言には新たに書き入れた形跡がないことから、『家譜年譜』は明暦以降に著された回想混じりの著作といえるだろうが、注目すべきはその付近の時期にある。

明暦の大火は『武教全書』執筆開始（明暦二（一六五六）年）の翌年のことであり、この年は研究史上において「武教の時代」（堀勇雄『山鹿素行』吉川弘文館、一九五九）といわれるほど、素行は兵学関連書を数多く著していた。これを『家譜年譜』の成立と重ねると、年譜は少なくとも素行の中で「武教」思想が確立された後に記された著作であることは違いない。したがって、それよりも前に成立した『兵法神武雄備集』は年譜内に反映されず、『武教全書』の成立後は山鹿流兵学の教科書としても用いられることはな

かつたのだらう。事実、『武教全書』序文(原漢文)からは、『兵法神武雄備集』を踏まえて成立した背景がみえる。

予嘗て兵法神武雄備集若干巻を述べ、殆ど竊かに先哲の意を取る、今又た其の要を摭り、其の事を詳らかにす、仍て門人等輯録する処の武教小学を附して、始めに其の教戒を著し、終に其の序品を次せしは、看るに便有らしめんと欲するのみ

(国民精神文化研究所編『山鹿素行集』)

〔目黒書店、一九四三〕二巻、三九頁)

若年の頃に著した『兵法神武雄備集』は先哲の意を中心に取り入れたが、『武教全書』では『兵法神武雄備集』の一部を取り上げ、かつ詳述したという。それだけでなく、講義録『武教小学』を付して教戒から項目へとつなげることとで、『兵法神武雄備集』よりもさらに明解な教訓書として『武教全書』が完成したいきさつがみえる。『兵法神武雄備集』を参考にして、山鹿流兵学の体系をまとめた書が『武教全書』とするならば、素行にとつて『兵法神武雄備集』は一世代前の古びた教訓書にすぎなかつた。壮年期以降の素行は『兵法神武雄備集』を意識的に明記する立場になく、兵学の講義に用いる主要教科書として『武教全書』に切り替えたのである。

この傾向は素行が日用道徳を積極的に取り入れた「聖学」

面や經典の講義にも同様にみられる。例えば『聖教要録』より前に著された日用道徳の書で、年譜にて確認できるのは友人の求めに応じた『修身受用抄』(慶安三元(二六四八)年成立)のみであり、壮年期の著書『修教要録』(明暦二(二六五七)年成立)や『牧民忠告諺解』(慶安三(二六五〇)年成立)の名は見られない。『修身受用抄』は『修教要録』・『聖教要録』と構成が全く異なるため、初期の年譜に表れるのも頷けるが、『修教要録』は『武教全書』と同時期に成立しており、「聖学」が素行の中で「武教」と同じく定まったのならば、年譜に反映されてもよいはずである。しかし当時の素行は朱子学に懐疑を抱いた時期にあたり、本格的な「聖学」の確立は『聖教要録』(寛文五(二六六五)年)の執筆を待たねばなかつた。

『聖教要録』の講義が晩年に集中する一方、『武教全書』が成立以降満遍なく講義に用いられた事実からみても、聖学・兵学が確立した時期は異なり、素行の中で「武教」思想が聖学面よりも早く定まっていたといえる。聖学・兵学間のタイムラグは生じつつも、壮年期以降の素行は若年期の書をほとんど取り上げない意図のもとで筆を持ち、自らの生涯を晩年まで書ききった結果、数多くの著作群から『武教全書』・『聖教要録』を年譜に浮かび上がらせたのである。年譜に表れた講義の傾向は、後世の注釈書成立と決して

無関係ではない。素行が積極的に用いた『武教全書』は『兵法神武雄備集』と違い、津軽・平戸のみならず全国各地に広まりを見せ、素行の関心は図らずとも後世に受け継がれた。『武教全書』がいかにも伝えられたのか、次節では『武教全書』の注釈書から、その武士道論の一部を検討する。

二、『武教全書』の展開

——「武士道」はいかに語られたのか

はじめに述べたとおり『武教全書』は章によって解説が少なく、項目の記述にとどまることが多いため、素行の主張を容易に抽出できるわけではない。素行が頻繁に講義を行ったのも、かかる事情によるのかもしれないが、項目が幾多も並んだ『武教全書』は後年膨大な注釈書を生んだ。注釈書の選定自体容易ではないが、本節では平戸山鹿家に伝わる注釈書から、その内実を絞って検討する。【表三】は『武教全書』の目次である。

巻頭には弟子編纂の口述書『武教小学』が組み込まれ、主に武家の子弟に向けた教訓書として、平時の教えが説かれていた。一方『武教全書』は、大将の心得から陰陽道を用いた布陣、城築や籠城・攻城戦での戦法など多岐にわたり、戦闘時の教訓を数多く占める。その内容は戦法を軸とした兵法が目立つものの、兵士の統率や大将の役割、戦法

【表 3】 武教全書の構成（国民精神文化研究所編『山鹿素行集』
（目黒書店、1943）二巻より作成）

巻	章名	巻	章名	巻	章名
別冊	武教小学		斥候		山戦
一之上	自序並序段		用間	四之下	河戦
	主本	二	練陣		舟戦
	撰将		行軍		伏戦
	用士		營法		火戦
	武者分	三	城築		夜戦
	制法	四之上	客戦		夜守
	撰功		主戦		雑戦
	内習		攻城		戦法
	軍礼		守城	五	兵具
	法令		寡戦		急療
一之下	天官		歩戦		金瘡
	地形		騎戦		馬醫

※底本：山鹿素水校正・弘化4（1847）年版

にあたっての心構えも多く、近世武士道論の遡上にのせることは可能である。例えば一之上巻「撰将」本文には、御家に仕える家臣の素質として次の三つをあげるが、ここで「武士道」が用いられている。

家になくて不叶三臣之事

一、つり合の臣下の事

家に久しき家老の勇知徳有て、大将も親祖父のことく崇敬し給ふ臣下の事

一、文道智弁の臣下の事

政道を正し国を治め、私なく遠きおもんはかり有て智弁謀略ある臣下の事

一、武道正義の臣下の事

武士道正義の理に達し、城を取、陣を敷、備を立、事理共に相ととのへる臣下の事

(国民精神文化研究所編『山鹿素行集』)

(目黒書店、一九四三) 二卷、四四(五頁)

御家に長く仕え、主君を親祖父のように崇敬する「つり合の臣下」、政道をただして私心なく先を見極めた知略のある「文道智弁の臣下」、そして戦地での陣法全般に長けた「武道正義の臣下」を、御家に求められる家臣の資質としてかかげている。三つ目の「武道正義」を説明する際、素行は「武士道」を用い、城攻めや布陣等の戦術に優れた家臣像^⑧を指示するが、注目すべきはその意味づけである。「武道正義の臣下」、それにまつわる「武士道」とは、前項の「文道智弁の臣下」に対応する家臣であつて、あくまでも文武両道の片軸として用いられているに過ぎない。事実、素行の外孫である兵学者津軽政方(一六八二〜一七二九)

による後世の注釈書『武教全書講義^⑨』も「三臣総論」の別項目を立て、以下のように解説する。

或人の曰はく、武教全書の武と此の武道と同異ありや。曰はく、武教の武は本朝治平の根本にして文武を総括す、その繋るところ甚だ深長也。爰に所謂武道は文道に対して説く、故に殺伐の一事也、尤も同じからざる也

(『武教全書講義』(廣瀬豊編『山鹿素行兵学全集』四、

教材社、一九四四、一四三頁)

『武教全書』の「武」と武道正義の「武」との違いに対し、政方は両者の「武」があくまでも別物だと論ず。『武教全書』の「武」とは文武を統括する上の「武」であつて、御家統治の役割を備えた「武」である。一方、当該箇所で行われる「武道」は文道に対するそれであり、変事に対応する討伐の一事に過ぎず、「武」にせよ「武士道」にせよ戦闘員に備わるべき勇猛な姿勢のみを指していた。この他、平戸山鹿家に伝わる『武教全書問書』(山鹿文庫蔵、七冊本、江戸中期写、原片仮名)上の「武道正義」の注釈も基本的には変わらない。

武道正義の臣と云は、是もやはり今日政務を司る臣也、然とも、文道に対して見れば、文武は常に変而、先つ変の治るか武なり、故に文道を以て国民を教道(ママ——中嶋注)して今日を全く治ると云へとも、又変の

治る処の備へ無て不成義也、故に武道正義の臣と云て、専ら変の治る義を司る、扱武道は正義と云て義の正敷を以て不致して不成、必竟武道は急変に望み剛毅にして事あらくする義ある故、悪敷すれば失義事有り、夫故正義と云て武道は義の全ふ正くなければ不成、

「武道正義の臣」は「つり合の臣下」「文道智弁の臣下」と同じく御家の政務を担う家臣だが、その役割は変事への対応に限定される。彼らは民を教導する「文道」に対する「武道」として、変事を抑え武備を常日頃から心がける戦闘員の役割のみが想定され、御家の運営を担当するわけではない。かかる猛々しさに限定された「武道」について、前田氏は素行が『山鹿語類』にて『甲陽軍鑑』を引用する際、原文の「武士道」を「武士の職分」といい換えた背景に、「武士道」自体に備わる危険性を指摘している。すなわち「武士道」が戦闘場面での行動を第一義とするがゆえに、行政的な役職を否定する可能性や一時の名誉心に賭ける行動を正当化する恐れを孕んでいたとするが、『武教全書聞書』をみると、この点はより明解に伝わるだろう。『武教全書聞書』によれば、素行は「武道」が「剛毅にして事あらくする義」を秘めた、難を抱える倫理である点を充分認識していたからこそ、「武士道」の次にあえて「正義」を付したというのである。

文道は其教其品の模様有れ共、武道は急なる者故、事を考へさすべき逆は間がかぐる、依て変に望み、立ち処に事を決断し、如何程の場に望みても必ずふみきつて、事を不致して不成致せば、能正義に達し不居しては、いたし損る事有り、其の急変に望み、事を致すに後々に至て見るに、道義に背きたる様に在ては不成故、武士道正義に達したる人にて無れば不成、夫故武士道正義の理に達し城を取——此城陣筒の儀は誠に武士道の大業也、(『武教全書聞書』)

「武道」は変事の際、即座に決断・対処せねばならない立場故、道義に背いてはならず、「武士道正義」に達した者でなければ勤まらないという。ここで説かれる「武士道」とは道義の一翼を確かに担うであろうが、あくまでも「武士道」の家臣に求められる素質としての「武士道」であって、統治論に関わる道徳では決してない。『武教全書聞書』も文道と対比させた「武道」、さらにはその中で守るべき義が示され、「武士道正義」は武臣に呼びかける勇猛の統御姿勢にとどまっていたのである。『武教全書講義』も「又云はく、城を取り陣を敷き備を立つるとは、武士道の業也」と、「武士道」を戦法全般の技術を指す意味で用いており、引用の『武教全書聞書』後半部の主張と共通する。『武教全書』、そして注釈書『武教全書講義』・『武教全書聞書』

からみた、限定された「武士道」は『山鹿語類』卷二一上
でいわれる「士道」と一線を画し、道徳的指導者を目指し
た「儒教的士道論」ではない。²⁰⁾素行は戦時の大将論として
軍戦技術全般に優れた「武士道」を用い、卷二一で表れる
ような、政治的主体性を持ち得た「大丈夫」に向けて説く
統治論とは別次元の教訓として捉えていた事実がわかる。

しかし、戦術一般を意味していたはずの「武士道」は、
時に別の意味が加えられることもあった。素行から数えて
六代目にあたる山鹿流兵学者山鹿高忠の門人土肥美治『武
教全書正房伝』（山鹿文庫蔵、一九世紀前半成立か）は『武
教全書』本文「城を取、陣を敷、備を立」上の城・陣・備
が揃わねば武備も整わないとした上で、「武道正義の臣下」
の箇所を以下のように注釈する。

武道は惣名也、正義は武道の中に在るなり、畢竟士は
三民の長たる故に農工商の三民を治むる所は武道な
り、遊樂に流れず、我が職分を正しく守るを持つ義、
是正義也、武道を以て人の躰を取りては、語黙動靜に
於て之れを謂へば則ち口と手足とは言動して、武道を
行ふを比論せり、武士道正義は勇也、是れ劔を治むる
の臣也、(『武教全書正房伝』※傍線部は中嶋による)

『武教全書正房伝』では、本文「武士道正義」を「勇」
とつなげて乱を平定する臣下としているが、注目すべきは

「武道」への目線である。ここでの「武道」は惣名とされ
る一方、正義は「武道」の一部に過ぎず、「武道」が正義
よりも上に位置する概念として位置づけられるのである。
これまで二つの注釈書でみてきたように、『武教全書』の「武
道」は本来戦場に限られた教訓であった。事実『武教全書
講義』では「武道」の諸説を説明する際「又云はく、武道
とは弓矢の道也、正義とは其の身正しく義の備はりたる也。
或ひと云はく、武道は邪義に陥る、故に正義と云ふ也」
と紹介され、邪義に陥る危険が備わった、警戒せねばなら
ない「武道」のほずであった。かかる邪義をおさえるため
に正義が付されることで機能する「武道正義」は、「武道」
と別物であって、血気の暴力を統御する手段として用いら
れていた。ところが『武教全書正房伝』は「武道」を説明
する際より高次元に捉え、農・工・商の三民の上を統治す
る「武士」像が理想視されるのである。

「武士」に三民統治の役割を課す主張は、『武教全書』の
附属書『武教小学』序文や『山鹿語類』卷二一等にも表れ
るところであり、それ自体目新しい発想ではない。²¹⁾しかし
撰将篇上の「武道」・「武士道」は「文道智弁の臣下」に対
する「武」であって、本来戦場にて欠かせない、戦術・知
謀に優れた才覚を指すにすぎないはずであった。素行は『武
教全書』において兵卒である「武士」にせよ大将の「武士」

にせよ、彼らに農工商三民の上に立つ道徳的指導者の姿勢をここで意識していたわけではない。それを『武教全書正房伝』は、限定されていたはずの「武道」・「武士道」にかつて素行が別著で説いた三民統治の意味を持たせることで、「武道正義」を統治の舞台へとつなげてみせた。

素行の士道論は当初から政治論を多分に含んでいたが、「武士道」は、「士道」と全く別の意味で捉えられていた。しかし注釈書によつては戦時の教訓が主体であった兵学書の中に人倫の習得も取り入れられ、素行の意志とは別に統一的な解釈がないまま様々な要素が加わり、時に兵学思想が政治の舞台にまで立つこともあったのである。

おわりに

近世武士道論研究上、兵学書は戦時の訓練や戦術一般が中心に解説されたせいも、充分に顧みられることはなかった。素行の場合「儒教的士道論」者という規定ありきで検討が進められたために、関心がそれ以外に向かなかつたわけだが、『武教全書』を紐解けば、戦場を想定した様々な「武士」への教訓がみられる以上、決して看過できるものではない。素行が『武教全書』成立以来、満遍なく手に取り講義を行った点、その中にあらわれる「武士道」が狭小な意味を指し、戦闘技術に優れた文脈で用いられるにすぎ

なかつた事実は、素行の士道論を「儒教的」という理解のもとでは捉えることができない現状を意味するだろうし、単一の規定にとどまらない様々な武士層をにらんだ幅広い検討が必要である。

朱子学への信望から懐疑、批判に至るまでの思想展開の中、素行の思想研究は往々にして懐疑・批判以降の著書を取り上げる傾向にあつた。その一方「武教」のように壮年期以降晩年まで通底した思想をふまえれば、批判以降の著作のみよりかかる積極的理由はない。聖学の思想展開とともに、本稿で取り上げた『兵法神武雄備集』から『武教全書』に至るまでの具体的検討は、素行の思想だけでなく前田氏が触れた素行と『甲陽軍鑑』とのつながりなど、近世における兵学思想の展開をみる上で重視すべき課題だろう。

近年佐伯真一氏は、現代における「武士道」関連書物のほとんどが学問的に検討されていない現状を踏まえ、個人的な思い込みにもとづき「理想の武士」のイメージを投影しても客観的な議論にならないとしたが、こうした見解があらわれる背景には、本来多様な意味を持つ「武士道」が現代のみならず、既に近世の時点で様々な解釈がなされていた点も否めない。『武教全書』上における「武士道」が、ときに正義をも取り込み三民教化の概念として、後世拡大

解釈された事実は、軸となる教訓の有無をのぞけば、思い通りに「武士道」を語る現代日本とどこか相通じはしないか。

本稿で取り上げた『武教全書講義』・『武教全書聞書』・『武教全書正房伝』などの他にも山鹿文庫をはじめ、各地には数多くの解説書が現存する。また、注釈書によっては共通する見解もみられ、多様な解釈があると同時に、何らかの軸となる教訓も存在する可能性を秘めている。それを明らかにするには『武教全書』の注釈書の種類に目処を立てつつ、書物間のネットワークや解釈の精査、そして様々な武士層に向けた考察が必要だろうが、これらを今後の課題として今は稿を終える。

【付記】

本稿は国文学研究資料館共同研究（若手）「山鹿素行関連文献の基礎的研究」による成果の一部である。

註

- (1) 相良亨著作集三『武士の倫理——近世から近代へ』（ペリカーン社、一九九三）・初出：同『日本人の伝統的倫理観』（理想社、一九六四）。

- (2) 笠谷和比古『武家政治の源流と展開——近世武家社会研究論考』（清文堂、二〇一一）八章・初出「武士道概念の史的展開」（『日本研究』三五、二〇〇七）。
- (3) 井上泰至『近世刊行軍書論——教訓・娯楽・考証』（笠間書院、二〇一四）第二章五節
- (4) かかる提言は佐伯真一氏によって提唱されているところである。詳しくは「武士道」研究の現在——歴史的語彙と概念をめぐって」（『武士と騎士——日欧比較中近世史の研究』〔思文閣出版、二〇一〇〕所収）参照。
- (5) 拙稿「山鹿素行の教化論——『武教小学』・『山鹿語類』の差異を中心に」（『日本経済思想史研究』一三、二〇一三）
- (6) 前田勉『江戸教育思想史研究』（思文閣、二〇一六）第一編第三章。前田氏は『武教全書』の教訓が『甲陽軍鑑』と同様、戦場に生きる戦闘者としての武士像を検討した側面も持ち合わせるとし、抜け駆けや喧嘩・私闘等、己の名誉感情を発する場をも禁じる軍隊統制であった点を明らかにしている。『甲陽軍鑑』と『武教全書』がいかなるつながりを持つか、さらなる精査が必要だとは思いますが、本稿では他書との関連性・『武教全書』の内実については結論を急がず、まずはその位置づけを明らかにした上で『武士道』の語彙・定義への考察を試みたい。
- (7) 原本は国文学研究資料館特別コレクション山鹿文庫蔵（以降、本文では「山鹿文庫」と表記した）。
- (8) 例えば素行は寛文六（一六六六）年より延宝五（一六七五）年まで、赤穂へ配流されていたが、この期間に講義を行っ

た記録はみられない。配流先で賓客の厚遇をうけたとされる素行が（『配所残筆』）、藩内で何の講義もしないはずはなく、配流の事情を含めた背景と資料的限界もふまえた方がよいだろう。

(9) 素行の講釈記録は『家譜年譜』の他にも『撥話類・雑記』等で残されており、そこでも『武教全書』が圧倒的な割合を占める。これらの記録は『全集』一五巻所収の「年譜資料」（廣瀬豊命名）にて掲載されているが、抄録が多く忠実な翻刻がされているわけではない。「年譜資料」を用いるには、山鹿文庫蔵の原典との照合が不可欠ゆえ、その検討は今後に期す。なお、『全集』が抱える翻刻・書誌等の問題点については拙稿「『山鹿素行全集』考」（『国文学研究資料館紀要 文学研究篇』四三、二〇一七）参照。

(10) 『武教全書』は素行が重視しただけではない。津軽藩士添田儀左衛門による記録「添田儀左衛門日記」によれば、延宝九（一六八一）年六月九日（浪川健治編『近世武士の生活と意識「添田儀左衛門日記」——天和期の江戸と弘前——』（岩田書院、二〇〇四）第二部一五七頁）、同年六月一六日（一六〇頁）、天和二（一六八二）年七月六日（二四九頁）、『武教全書』を用いた議論が行われたという。『武教全書』の他、素行の弟子磯谷十介が『聖教要録』の講義を行った記録もあり、両書が素行の弟子らによっても重視されていた事実がうかがえる。なお津軽藩と山鹿素行の関係については谷口眞子「津軽藩における山鹿流兵学の受容——一七世紀後半の軍事」（『書物・出版と社会変容』一三、二〇二二）参照。

(11) 「遺著解題（二）」（『全集』月報七、三頁）

(12) 『大字中庸諺解』を含め、これらの成立を伝える当該箇所は原漢文。なお、「丁酉の災に罹り、草稿も亦た亡ぶ、唯だ中庸の草、少しく存す」は『全集』において割り注扱いだが、原典では本文である。

(13) 『家譜年譜』内で『兵法神武雄備集』を全く回想することなく『武教全書』に寄り添った傾向は、『兵法神武雄備集』との決別をも含めた、何らかの思想展開があるかもしれない。『兵法神武雄備集』から『武教全書』に至るまでの展開は、若年期における素行の思想をみる上で興味深いのが、この点については今後の課題としたい。

(14) 四書の講義は年譜の中で見かけるが、素行の注釈書『四書句読大全』（寛文七（一六六七）年）については成立が記されるのみで、これらを講義に用いたとする記録はない。

(15) なお『武教全書聞書』はこの後「武道正義の臣下」の好例として井伊掃部頭を挙げる。『武教全書講集』（山鹿文庫蔵）にも簡略ながら同様の文言がみられ、注釈書間のネットワークも確認できる。

(16) 『武教全書講義』は廣瀬豊の命名による。政方三〇〜三二歳の頃の著作で、題箋は『武教全書諸説詳論家伝秘抄』、跋文には『武教全書家伝秘抄』とある。（廣瀬豊編『山鹿素行兵学全集』四、教材社、一九四四、解題）

(17) 本稿で用いた山鹿文庫蔵『武教全書聞書』（請求番号A-四五二）は散逸されており、同じ体裁の『武教全書聞書』は請求番号が異なる形で現存する可能性もある。事実『武

教小学』（『武教全書』の附屬書）の注釈書『小学問書』（請求番号B二八ク一八一一―一三八七）は『武教全書問書』と体裁を同じくしており、本来は同じ書物であったとみられる。なお、目録によれば『小学問書』は「江戸中期写」とあるため、『武教全書問書』についても、これに従った。

(18) 前田氏前掲書参照。

(19) 注(16) 前掲書一四二頁。

(20) なお『山鹿語類』卷二（十談篇）に目を向けると素行は「武士道」を用いた一つの武士談も紹介する。

師曰、竹中半兵衛平生手足の指をうごかし、寒の中に
も手を内に不入、甚寒すれば必ず手をもみなど致せ
り、秀吉の前に伺候の間も、足をうごかし左右をかた
かたづゝやすめける、是を或人の尋ねければ、主君の
前にて自分の逸楽のために手足を自由するは甚無礼な
り、御用のためを思ふて手足四支の痺痿せんことを思
ふは忠の致す処也、大丈夫は平生武義を心に忘るべか
らず、自余の作法は少しがへる処ありても不苦、武
士道の事にをいて汚れたる名あらんことは勇士の本意
ならず、こゝに事あらん時、足しびれたる手こゝえた
ると云て、云分立べからずと云へり、故に竹中平生手
足をねり刀を側に不離、旅宿我宿と云へども聊間断す
ることなかりけると也、（『山鹿語類』卷二、十談一（二
卷四八三―四頁））

竹中半兵衛は常日頃から手足を動かし、主君の前でもや
めることはなかつた。それを傍輩が尋ねると、咄嗟の変事

にそなえるために動かすのだと切り返す。手足の所作が不
作法であっても「武士道の事」に仕損じては汚名を着せられ、
勇士の本意とはいえない。だからこそいかなる場所でも手
足を動かすのだという。

ここに表れる「武士道の事」は戦闘時を指しており、定
義上は『武教全書』上の「武士道」と変わらず、素行のい
う「武士道」は「武教」等と比べて、狭小な意味にすぎな
かったことがわかる。こうした点を含め素行が「武士道」
をいかなる文脈で用いたのか、翻刻資料以外を用いた精査
が今後も求められるところである。

(21) この点において「武士道」という語が武士の倫理にとどま
らず、もとより技術的な意味合いを含んでいたとする田
中光郎の主張は傾聴できる。詳しくは「職分」としての
「武」——山鹿素行の思想に関する一考察（『論集きんせい』
一〇、一九八七）参照。

(22) 山鹿高忠（？―一八二二）は平戸藩の兵学者。実の父は山
鹿平馬（素行の弟）系統の山鹿一学だが、五代目の高賀に
子がないため、養子に入り、山鹿家を継いだ。

(23) 注(16) 前掲書一四二頁。

(24) 「武士」が農工商の上に立ち、人倫の指導者としての役割を
主張した資料は以下の通りである。

大農大工大商は天下の三宝たり、士は農工商の業無く
して三民の長たる所以の者は他無く、能く身を修めて
心を正して国を治め天下を平かにするなり（『武教小学』

序文）

士は農工商の業をさし置て此道を専つとめ、三民の間苟も人倫をみだらん輩をば速に罰して、以て天下の人倫に正しきを待つ、是士に文武之徳知、不備ばあるべからず、(『山鹿語類』「素行会編、国書刊行会、一九一〇—一一」二卷三五—三頁)

(25) 例えば山鹿高基の弟子筋にあたる西河小左衛門『全書論義』(一七三〇「享保一五」年奥書)上の兵卒への規律をみると、タテの序列よりもむしろ、同役の兵士間における朋友関係が重視されている。詳しくは拙稿「山鹿素行『武教全書』とその展開」(『北京日本学研究』二六)参照。

(26) 佐伯前掲論文四二九頁。